事 務 連 絡

令和５年３月吉日

関係各位

公益財団法人全日本空手道連盟　事務局

諸規程の改定等について（通知）

　先日開催されました理事会において、下記の規程及び登録料の改定が行われましたのでお知らせいたします。

記、

＜規程の改定等について＞

1. 公認審判員規程
2. 段位登録料（別紙参照）

以上

|  |  |
| --- | --- |
| 改定前 | 改定後 |
|

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　別 | 公認段位 | 技術資格 | 空手道歴 | 審判歴 | 年　齢 | 区分と資格 |
| 全国組手審判員 | 4段以上 | 公認空手道コーチ１以上 | 11年以上 | 地区組手審判取得後3年以上 | 満30歳以　上 | Ａ級 | 当該年度の審査により認定された者。全国規模の監査役、主審､副審。 |
| Ｂ級 | 全国規模の副審､地区規模の監査役､主審､副審。 |
| 地区組手審判員 | 3段以上 | 公認空手道コーチ１以上 | 8年以上 | 都道府県組手審判取得後2年以上 | 満25歳以　上 | Ａ級 | 当該年度の審査により認定された者。地区規模の監査役、主審､副審､都道府県の監査役。 |
| Ｂ級 | 地区規模の副審。都道府県の主審､副審。 |
| 都道府県組手審判員 | 3段以上 |  | 7年以上 |  | 満23歳以　上 | Ａ級 | 都道府県の主審 |
| Ｂ級 | 都道府県の副審 |
| Ｃ級 |  |  | 全国組手審判員、地区組手審判員で、昭和61年以前に資格を取得し、推薦段位保持者並びに公認段位を保持しない者は、全国組手審判員Ｃ級、地区組手審判員Ｃ級とする。 |

（注１）空手道歴は満15歳より数える。（注２）平成２８年度から全国組手審判員及び地区組手審判員取得者に日体協公認空手道指導員(現：日本スポーツ協会公認空手道コーチ１)以上の資格保持を義務付ける。指導員以上の資格を所持していない全国組手審判員及び地区組手審判員取得者は該当資格のC級に位置付ける。（注３）上記注釈２における全国組手審判員C級は全国組手審判員A級を、地区組手審判員C級は全国組手審判員を受審できないものとする。 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　別 | 公認段位 | 技術資格 | 空手道歴 | 審判歴 | 年　齢 | 区分と資格 |
| 全国組手審判員 | 4段以上 | 公認空手道コーチ１以上 | 11年以上 | 地区組手審判取得後3年以上 | 満30歳以　上 | Ａ級 | 当該年度の審査により認定された者。全国規模の監査役、主審､副審。 |
| Ｂ級 | 全国規模の副審､地区規模の監査役､主審､副審。 |
| 地区組手審判員 | 3段以上 | 公認空手道コーチ１以上 | 8年以上 | 都道府県組手審判取得後2年以上 | 満25歳以　上 | Ａ級 | 当該年度の審査により認定された者。地区規模の監査役、主審､副審､都道府県の監査役。 |
| Ｂ級 | 地区規模の副審。都道府県の主審､副審。 |
| 都道府県組手審判員 | 3段以上 |  | 7年以上 |  | 満23歳以　上 | Ａ級 | 都道府県の主審 |
| Ｂ級 | 都道府県の副審 |
| Ｃ級 |  |  | 全国組手審判員、地区組手審判員で、昭和61年以前に資格を取得し、推薦段位保持者並びに公認段位を保持しない者は、全国組手審判員Ｃ級、地区組手審判員Ｃ級とする。 |

（注１）空手道歴は満15歳より数える。（注２）平成２８年度から全国組手審判員及び地区組手審判員取得者に日体協公認空手道指導員(現：日本スポーツ協会公認空手道コーチ１)以上の資格保持を義務付ける。指導員以上の資格を所持していない全国組手審判員及び地区組手審判員取得者は該当資格のC級に位置付ける。（注３）上記注釈２における全国組手審判員C級は全国組手審判員A級を、地区組手審判員C級は全国組手審判員を受審できないものとする。（注４）審判歴は過去の審判歴を含めることができる。 |